

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(當日が休日には、当そ)

鳥取県告示第六百五十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 實施する区域 溝口町
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 昭和四十四年十一月二十一日
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応

鳥取県告示第六百五十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、法勝寺南土地改良区の定款の変更を昭和四十四年十一月一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定期日	名 称	所 在 地	開設者
昭和四十四年 十月七日	森 田 医 院	米子市皆生三五二ノ二	森 田 隆 朝

鳥取県告示第六百五十五号

岩美町長から申請のあつた町営土地改良（外邑地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十六号

昭和四十四年七月七日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良（三保地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十四年十一月八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十四年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

章

鳥取県告示第六百五十七号

昭和四十四年七月十二日付けで西伯町長から申請のあつた土地改良（馬場地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 四 异議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 縦覧に供する場所
東伯町役場
- 縦覧に供する期間
昭和四十四年十一月八日から二十日間
- 縦覧に供する場所
西伯町役場

一、日時 昭和四十四年十一月十日 午前十一時
 解任

二、場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地
 桑村治睢

三、議題 選挙制度八十周年記念式典等について
 山本愛吉
 鳥取県選挙管理委員会委員室

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第四号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十四年十月二十三日委嘱し、及び解任したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月七日

鳥取県地方労働委員会会長 下田三子夫

委嘱

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び履歴
沢田吾郎	中森義人	大正八年二月六日	米子市浦津二七九	米子市書記長	国鉄労働組合本部
大ベ、六、二〇	鳥取市吉方	八二四二四	議長	合總評議會副議長	鳥取県地方労働組合書記長
局次長	鳥取県地方労働委員会事務局	(鳥取)三一六八〇四	事務官	合米子地方労働組合本部書記長	地方本部(米子)三一五七
(鳥取)三一六八〇四	室參事	鳥取県企画室			

解任
 桑村治睢
 山本愛吉